

益  
巖

## ④「野草の会」の働きについて

わたしは、精神に障害のある人たちとその家族の人たちの抱えている困難な状況を共に考えていこうという趣旨で、一九八四年の九月に発足した市民グループ「野草の会」（やそうのかい）の一員であるが、ここでは、この会の発足の経過と現在の活動、そして今後の課題について記していきたい。

### 一——発足の経過

#### ①きっかけ

わたしは、一九七〇年より一九八六年まで、中区にある日雇労働者の街、寿町にある教会の牧師として働くことができた。教会といっても、働き始めた時の会堂は関東大震災と第二次世界大戦による空襲の二度にわたって内部が焼けてしまった建物だったので、大変みすぼらしい教会であった。そのような教会でも、街の人は訪ねてみえた。しかし、今日一日分のお金がない

という相談には十分に答えられずに、一食分のおにぎりを握って話しを聞くという状態であった。教会が渡すお金はなくて貧しいということが辛いのか、訪ねて来られる人たちと、かえって内容的な話しができたように思う。

ただし、中には精神に障害を持つ人の来訪もあり、わたしも、わたしの家族も混乱の中に陥るといことも生じていた。精神的に障害を持つために、時間に関係のない訪問や電話などがかかってきたのである。寿地区には五千人近くの人たちが住んでいるが、ほとんどの人たちが単身であり、現在のところ家族関係を持っていない。その理由は、それぞれの人によって異なるが、その中には精神的障害をもち、家族も本人も疲れ果てた末に一人で暮らすことになった人がある。その内の一人の精神的障害をもつ人への対応で、わたし自身が疲れ切っていくということがあった。

そうした混乱の最中に、お兄さんが発病をし

一——発足の経過  
二——現在の活動  
三——今後の課題について

て、地域作業所をつくりだしていた一人の青年に、「寿地区の精神に障害を持つ人も通えるような場所があったらいいね」と話したことがあった。すると、この青年は、まもなく、保健所のケースワーカーや、家族会の人たちを連れてきて、わたしを地域作業所づくりの渦のなかに巻き込んでしまったのである。この青年の熱心さがなければ、わたしは、いまだに、精神的に障害を負った人との対応で右往左往していただけかもしれない。しかし、この青年の熱心さに、力強い生きる力を感じて、友人たちに協力を求めていったのである。一九八四年の始めの頃であった。

ちょうどこの頃は、横浜市としても各区に一カ所の作業所をつくりだしていく方針をもっていった時期であり、保健所を中心に貴重な助言をいただいた。

さて、中区に精神に障害のある人たちが通うような場所をつくるとすれば、寿地区に住む単身

の人たちも通うようになる。そうすると、その人たちを支える母胎をつくりださなければならぬことになる。こうして精神に障害をもつ人たちと、その家族の人たちの抱えている困難な状況を自分たちの問題として考えていこうとする人は誰でも参加することのできる市民グループ「野草の会」が誕生したのである。

「野草の会」という名前にしたのは、道端に人知れず咲いているようだが、力強い生命力をもっている野草にちなんでつけられた。精神障害をもつ人々を支援する市民グループとしては、神奈川県下では、二番目の誕生となる。ふりかえってみると、単身者の多く住む寿地区との出会いが、家族会を含む新しいグループの誕生を促したのだといえる。

## ② 地域作業所の場所探し

わたしたちが、最初に手がけたことは、障害を持つ人たちが通い、生活のリズムをつくることのできる場を見つけることであった。それで、手分けをして、中区を中心に不動産屋を一軒、一軒とていねいにあたり始めた。ところが、どこに行っても、ことごとく、始めから相手にされないという現実にあたり始めていった。

わたしたちは、後で問題が生じるのを避けるために、最初から、正直に、「精神障害を持つ

人たちが、軽作業をしながら生活のリズムをつくることのできるような一軒家を探しています。何か良い物件がありましたら紹介して下さい」と言いながら不動産屋を廻ってみるが、どこでも、一様に、返ってきた答えは、「ウーン、むずかしいですね」というものであった。不動産屋がいうには、身体的障害のある人が通うというのであれば、大家さんで貸してくれる人がいるかもしれないが、精神の障害となると貸してくれる人は、まず、いないだろうということであった。

不動産屋にあたって、ことごとく、ことわられていく中で、わたしたちは、精神障害者とその家族の人たちに対する、その廻りの人たちの偏見の壁の厚いことを思い知らされていった。その偏見は、精神障害者は何をするのかわからず、こわい人たちであるという漠然としたおそれの感情に根ざしている。そのおそれの感情は、大家さんだけではなく、一般に市民と呼ばれる人たちで、まだ、精神的に障害を負った人たちに接したことがない人たちが持っているものである。その市民の中にわたし自身が含まれている。

「野草の会」の会員になった人たちは、最初の内は、精神に障害のある人と、その家族の人たちの抱える困難な状況をなんとか打開しよう

として参加したのであるが、作業所の場所探し、一向に進まない現実を目のあたりにして、この困難な状況をつくりだしているのは自分たち自身であることに気づかされていったのである。

地域作業所の場所は、なかなか見つからない状況は、一向に変わることはなく、もう、だめなのではないかと、なけば、あきらめていたときに、古い家で、やがて取り壊すので期限付きでも良ければという物件が見つかったので、喜んで契約をした。契約したのは、一九八四年の十月のことである。

## ③ 学習活動の開始

さて、場所は見つかったものの、横浜市と神奈川県から、公的な補助金を受けるためには、その当時は、約半年間は、精神障害を持つ人たちが集まり、軽作業をしているという実績を必要とされていた。そのことは、家の契約金と、半年間の家賃を自分たちで払わなければならないことでもあった。

「野草の会」は、いわば借金からスタートしたようなものであるが、借金が活動のエネルギーとなったことも事実である。借金を返すためには、会員を募らねばならない。そのためには、自分たちが、なぜ、地域作業所を始めようとし

ているのかを、よく学ぶ必要がある。それで、すでに、神奈川県下で地域作業所を実践している人たちが、地域医療を試みている精神科の医師をお招きして、学習会を重ねていった。

すると、驚いたことに、ある作業所では、夏休みは休むようにと地域住民から、条件がつけられているということであった。要するに、子どものいる期間は、作業所を休んで欲しいということである。作業所は、心病める人たちが、生活のリズムをつくる所であるのだから、できる限り、休まないほうがよい。しかし、各地域においては、精神障害者は何をするのかわからず、こわい人たちであるという漠然とした不安が、根強いことを知ったのである。この偏見を打開していくためには、地域の中で、心病む人との出会いの場を造りあげていく他にはないことを、改めて教えられたのである。

ところで、精神障害者は何をするのかわからず、こわい人たちであるという偏見は、実は、精神障害者を地域から切り離し、長期間入院させてきた歴史の中で培われてきたものであることがわかる。なぜ、地域作業所をつくるのかということについては、精神科単独の診療所を開設し、地域作業所づくりに全精力を費やしておられた医師である、篠田重孝先生は、次の様に言われてわたしたちを励ましてくださった。

先生は、医学的な立場では、精神分裂という

病いは、治らないことを前提にしていたが、はたして、そうだろうかという素朴な疑問を持つようになられたという。治らないという前提に立つならば、病める人を地域からできるだけ切り離していこうとする方向がでてくる。それに対して治るという前提に立つならば、地域の中で共に生きていこうとする方向が出てくる。先生は、後者の考え方をとられた。それは、アメリカやカナダにおける地域医療の実践例を学ばれた上でのことであった。そして、作業所を始めようとするわたしたちに、医学的な知識がなくとも、しろうとの感性を大事にして下さいとわたしたちを励まして下さった。

事実、地域作業所の指導員として働くことになったのは、この分野においては、初めての人たちであったが、多くの人たちの協力を得て、地域作業所がスタートしたのである。

## 二——現在の活動

### ① 地域作業所「はだしの邑」

一九八四年十一月に中区の本牧の一面にオープンした地域作業所には「はだしの邑(むら)」という名前がつけられた。それは、この場が、はだしてぶらりと訪ねることのできる場であっ

て欲しいという願いが込められている。また、邑は共同体を意味しており、地域の中の新しい関係ができることを願ってこの名前がつけられたのである。

最初に手がけたのは、コンピュータ機器に使用される紙のカーボン紙をはがすという仕事であった。そして、残りの紙は再生され、再利用されるのであった。この仕事の工賃は大変安いものであった。その他に、皮細工や、牛乳パックの和紙を梳いて、横浜の観光名所を描いた「はだしの邑」特製のはがき等、次々に、新しいアイデアが取り入れられ挑戦が行われている。

「はだしの邑」は、一九八五年より公的な補助を受けることになったのであるが、最初に生じた難問は、やがて、借りている場所を移らねばならないということであった。精神障害者の軽作業ができる場を見つけないことは、前述の通り、大変、厳しい状況にある。しかし、様々な努力の結果、元街小学校の近くにアルコール関係のハーフウェイ・ハウスとして用いられていた場所が見つかり、一九八五年十一月に移転をした。

### ② 共同住居「すずらん荘」開設

作業所の場所が確定をして、いわば、ディケアーの態勢は整ったものの、新しい課題が浮上

してきた。それは、作業所に通ってくるメンバーの中に、内科上の疾患を抱えている人たちがいること、その人たちのためには、食生活全般を含めたナイトケアーの必要性があること、特に単身で生活している場合には、よりいっそう、ナイトケアーの必要性があることがわかってきた。また、施設にいる人の場合は一部屋に多くの人と一緒に住んでいるので、できるだけ独立した部屋に住みたいという希望を持っていることも、わかってきて、共同住居についての学びが、「野草の会」のテーマとなっていた。そして、一九八八年より、すでに、精神障害の共同住居を実践している方々をお招きして、学びを深めていった。

共同住居の実践での学びの中で、興味深かったのは、東京の国分寺市の「はらからの家」の例である。ここでは、特定の障害の人だけに限定することはしないこと、また、入居者同志による相互扶助が行われているということであった。学びの中で、共同住居に対する貴重な示唆を得ることができた。

共同住居を始める場合の問題点は、どこで始めるのかという場所の問題と、誰が、夜間もそこで、共に過ごしてもらえるのかという人の問題であった。まず、場所については、「はだしの邑」の場所が、もともと住居であったのだから、内部を改造して個室を多くとることにした。残された問題は、人の問題であったが、この点も、自分がやっても良いという青年が現れて、共同住居を実施する条件が整っていたのである。

こうして、一九九〇年七月に、神奈川県下では、公的な補助を受けたものとしては、初めての精神障害者の共同住居「すずらん荘」がオープンしたのである。「すずらん荘」という名前は、玄関先に咲いていたすずらんになんで入居者の一人がつけたものである。これは、もし、この家からアパートに移ることが起こった場合に、あえて、精神障害者の共同住居から来ましてといわなくても良いのではないかとの思いがある。

共同住居を始めて一年が経過したが、メンバー自身が、「すずらん荘」に住んでいることを喜んでいることは、うれしいことである。

### ③ 新「はだしの邑」

「すずらん荘」開設にともない「はだしの邑」は、本牧の三溪園近くに移転した。移転にあたって、新しい場所に移るとすれば、どのような事業をしていくのかを検討した。その検討の中で、「はだしの邑」が地域の福祉活動の拠点に成り得るためには、どのようなことをすればよいの

かを考えた。その結果、「はだしの邑」で毎日つくっているお弁当が好評なので、昼食を近隣のひとり暮らしの方たちに届けようということを計画し、保健所の許可を得られるように改装した。

新しい「はだしの邑」での活動も一年余りを過ぎたが、現在は、週に二回、五十食余りを五百円で届けている。昼食を届け、その容器を回収にいくわけだから、一日に二回、ひとり暮らしの人と顔を合わせていることになる。そして、調子の悪い人がいた場合は、関係機関に連絡をとることも可能になってくるであろう。弁当を届けることが、地域における新しいネット・ワークづくりに役立つようにと願っている。

### 三 今後の課題について

「野草の会」は、一九八四年に発足して今年で八年目を迎えた。二十数人で発足した会であるが、現在、月五百円の会費をはらっている人たちは、約四十人であり、他に、随時に献金して下さる方は約十人である。会員の数だけでなく、それほど大きな進展はみられない。わたしたちの力量不足を率直に認めざるを得ないが、一方では、それは、精神障害者とその家族の人たちを取り囲む偏見の壁がいかに厚いものであ

るかを示している。「野草の会」の集まりでは、家族の人たちの悩みを聞くことがある。もう何年も家族会の集まりに出席しているのに、名前を言わない人がいるとのこと。それは、本名を名のもと家族全体に就職や結婚等での具体的な障害が起こってくるからである。このような障害を取り除くことができるのは、障害を持つ人との地域の中での具体的な共生の実践を通して以外にはないと考える。

その点で、横浜市が、一九八五年の精神衛生法の改正以前に、精神障害者が地域で暮らしていけるように、積極的に地域作業所づくりのために補助をして、支援してきたことを評価したい。

ただし、精神障害者が地域で住むための取り組みは、ようやく、その緒にたばかりである。従来は、精神障害者は地域にいても見えないう存在とされてきたために、長い間かかってつくりあげられてきた精神障害者とその家族の人たちを取り囲む偏見の壁は厚いのである。その具体的な現われのひとつは、地域作業所の場所を借りるのにどれ程苦勞しなければならぬのかに現われてくる。そうとすれば、精神障害者が地域で暮らしていけるように、もっと、もっと、本格的な政策をとるべきだと考える。

具体的には、次の三つを提案してみたい。

一つは、精神障害者が地域で暮らしていくためのネット・ワークづくりの場として地域作業所を公的な場につくること。特に、地区センターの中には、精神障害者の地域作業所を併設することを義務づけること。すでに、地区センターが開設されている場合には、公立の小学校で児童数の減少に伴い教室の再利用を検討していただきたい。障害のある人と共に学ぶことは、子どもたちにとって、数字には表すことのできない学びをすることになろう。

もう一つは、民生レベルでは、障害者地域活動ホームができていくが、これをモデルとした精神障害者の地域活動ホームを各区に行政の責任において少なくとも一つはつくること。

最後に、地域作業所及び共同住居については、地域の諸団体にその運営を委ねているが、その補助金について抜本的な検討を行なうこと。横浜市は、精神を始めとして、様々な福祉関係の働きを地域にその運営を委ねてきた経緯もっている。地域との関係をつくりあげるといふ点では、この方針は正しいのであるが、せっかくな意欲を持って、精神の分野に飛びこんでくれた若い職員が辞めざるを得ないという各作業所の現状を目のあたりにするにつけ、公務員並の待遇を作業所の職員にも保証できる制度を、政策の基本に据えていただきたい。

「野草の会」としては、将来的にも、精神関係の分野の仕事を行なっていくために会の法人化を現在検討している。

〈野草の会代表〉

注(1) 「神奈川県精神障害者地域作業所調査報告書」(神奈川県立精神保健センター 平成二年度発行) 五頁。

注(2) 篠田先生は、神奈川県における精神障害者の地域医療において、草分け的存在であり、数々の先駆的な働きをされたが、一九九〇年に亡くなられた。

注(3) 詳しくは、「すずらん荘」開設一周年誌が出版されているので、それを参照されたい。「精神障害者共同住居一年の歩み」(野草の会・すずらん荘運営委員会 一九九二年十一月発行)

注(4) 精神障害者に対する偏見は、実は、長い間、精神障害者を地域から締め出し、入院させてきた歴史の中でつくりあげられてきたものである。それは、「精神衛生法」が改正され、精神障害者の「社会復帰」が政策として取り上げられる法的な根拠ができたのは、今から、わずか五年前の一九八七年のことであることから

わかる。それまでは、一部の改正が行われていたとはいえず、一九五〇年に公衆衛生を基本概念としてつくられた「精神衛生法」が国の「精神障害者」に対する政策立案の法的根拠となっていたのである。その趣旨は公的な安全のために

は、「精神障害者」をどのように取り扱うのかということであって、「精神障害者」自身の人権を考慮するという点においては、誠に希薄な内容であった。

行政の精神障害者に対する施策の流れについて

ては、前掲誌「精神障害者共同住居一年の歩み」の中の第三章の勝澤昭氏の論文「精神保健対策の推進と障害者支援の方向について」を参考にした。前掲誌一四頁から三四頁。